

弁護士協同組合 弁護士のつぶやき

三重弁護士協同組合
青年部会
村田 雄介



1 私は、生まれも育ちも三重県ですが、大学・
大学院は大阪で過ごし、弁護士になってから地
元に戻ってきました。大学院では理論物理の研究をし
ていましたが、地元に戻りたいと思い、弁護士となって
三重県に戻って今年で8年目を迎えています。研究生活
も弁護士生活も基本的には個人プレーであるところは
共通ですが、研究生活は全くしゃべらない日もあるのに
対し、弁護士生活は依頼者や相手方と日常的に会話を
するところが大きな違いであり、その醍醐味でしょうか。

これまでに経営者側の相談も多く受けてきましたが、
相談の多くは、労務問題であり、その次に取引問題（独
禁法・下請法等）や事業承継、経営権問題という印象
です。労務問題は社労士に、事業承継は会計士や税理
士にと他の士業の方にお願いされている方も多いの
ではないでしょうか。もし、ご相談されている士業の方が
弁護士の意見を聞きたいという話が出た際は、なるべ
く早くご相談頂けると助かるというのが弁護士側から
の感想でしょうか。やはり、火は小さいうちに消すのが
簡単というものです。少しでも疑問が感じることがあ
たら、そのときは気軽に弁護士にご相談ください。「風
邪は引きはじめが肝心」と同じぐらいの気楽さで相談
されては如何でしょうか。

2 さて、かつてSARS、MARSとウイルスの流行
がありました。今、流行中のコロナウイルスは
世界中で蔓延し、経済界はかつて経験したことのない
荒波に襲われています。かくいう弁護士業界も裁判所
が一時、機能を大幅に縮小した影響が最近まで出てい
ました。2020年8月現在はかなり元の状態に戻ってき
ましたが、まだまだ通常通りとはいっていません。

経済界への影響の一端として、コロナを原因とする
倒産が目につきます。会社経営上の支出のうち、給与賃
金は結構な負担となります。コロナの影響で収入は
なくとも、自宅待機させた従業員については、6割の給
与の支払い義務が生じるため、会社として収入はない
が支出を強要されるという泣きっ面に蜂のような状況
になります。もっとも、現在は、休業中の給与の支給に

ついては、国の休業支援金・給付金制度がありますので、
是非利用してもらいたいと思います。

3 従業員の給与で言えば、最近は、固定残業代
(みなし賃金、所定割増賃金など様々な呼び方
がありますが。)の扱いがかなり難しくなってきています。

固定残業代は、残業時間をあらかじめ想定し、毎月
定額の残業代を支払う方法ですが、毎月の残業の支払
金額の計算を省くという点、従業員がむやみな残業を
しなくなるという点、会社の支出を想定し易くなるとい
う点でメリットがあるため、多くの企業で採用されてい
る方法です。

しかしながら、この固定残業代の定めが裁判において
無効とされた場合、企業は、改めて残業代の支払い
をすることになり、膨大な支出を要求されることになる
ため、固定残業代の運用については、しっかりとした知
識をもとに行う必要があります。

そもそも、固定残業代の定めは労基法上、直ちに無
効となるものではありませんが、判例が固まりきってい
ないため、あやふやな方法でやると、敗訴リスクが付き
まとうことになります。現在、固定残業代の定めを有効
とするには、①通常の労働時間に対する賃金と固定残
業代の金額が明確に区別できる形で支払われているこ
と、②固定残業代の支払いが実質的にも残業代の支払い
とみれるだけの金額になっていること、が最低限必要
となります。これだけで大丈夫というものではありません
ので悪しからず。

この2つの条件が満たされていない場合にはほぼ無
効となるかと思います。

したがって、固定残業代を有効に利用するには、結局
のところ、①労働契約書には明確に固定残業代の金額
と固定残業代に含まれる残業時間分を明記すること、
そして、②残業時間は毎月給与明細に記載し、固定残
業代に含まれる残業時間分を超えていないことが従業
員に分かるようにすること、③固定残業代を基本給に
比べて多額にしそぎないこと、が少なくとも要求されて
います。

企業側からすれば、未払残業代は裁判では付加金請求
の対象であり、敗訴した場合には、2倍の金額の支払い
を請求されうることを肝に銘じ、雇用契約書や就業規則
の定めを確認し、慎重に取り扱う必要があると言えます。

もし、具体的にお困りのことがあれば、お近くの弁護
士までお気軽にご相談ください。三重弁護士協同組合
青年部会では、今後も皆様にとって有益な情報を発信
して参りたいと思います。

以上